

● 避難する場所を知っていますか？

自宅が倒壊や火災によって危険であるときは、避難場所まで避難しましょう。

※ 周りの状況に応じて、避難ルートを考えましょう。



自宅

いっつき避難場所

避難の必要があるときは、町内会など地域で取り決めている避難場所にひとまず行きましょう。ただし、状況によっては、いっつき避難場所を経由せず直接、下記避難場所に避難する場合があります。

▼ 火災が広がっている場合

広域避難場所

地震による延焼火災の輻射熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所です。

▼ 倒壊や火災により自宅生活できなくなった場合

地域防災拠点

市内1箇所でも、震度5強以上の地震を観測した場合に開設します。避難生活を送る場所です。あらかじめ、市立学校等から、本市が指定しています。避難者が一時的に生活するための最低限の食料・水を備蓄するとともに、救助活動に必要な資機材などを整備しています。

地域防災拠点の主な役割

- ① 避難所
- ② 最低限の水と食料の備蓄場所
- ③ 安否情報・被害情報・救援物資情報の収集・伝達場所

- ・ 地域防災拠点の運営 → P18参照
- ・ 地域防災拠点にある資機材の取扱い (横浜防災ライセンス講習会) → P28参照

自宅に居住でき、避難の必要が無い被災者(在宅被災生活者)や地域防災拠点以外で被災生活を送る避難者も、地域防災拠点で、物資や情報が得られます。

必要に応じて

- ・ 津波の危険がある場合
 - 津波避難施設 (P16参照) など高いところ
- ・ 帰宅困難になってしまった場合
 - 帰宅困難者一時滞在施設 (P15参照) など



必要に応じて

福祉避難所

高齢者や障害者などのうち、避難生活で特別な配慮が必要である人のための二次的避難所です。



● ご注意いただくこと

地域防災拠点(周辺道路を含む。)への**自家用車の乗入れは禁止**です。自家用車での避難は、緊急交通車両等の通行の妨げになるので、徒歩で避難できる方は**原則徒歩で避難**しましょう。

また、車中泊避難はエコノミークラス症候群(P18参照)などの健康被害の原因となります。

● 震災時の医療体制は？

震災時にけがをしたり、病気になった場合は、症状の重さなどに応じ、診療可能な医療機関で受診できます。また、地域防災拠点への避難者に対しては、医療救護隊が巡回して手当を行います。いざという時に備え、地域にある医療機関を日頃から調べておきましょう。

